

藍のふるさと阿波サポーター養成事業実施委託業務 仕様書

1 業務名

藍のふるさと阿波サポーター養成事業実施委託業務（以下「本業務」という。）

2 目的

幅広く地域の方々が参加・連携して、日本遺産「藍のふるさと阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～」(以下、「日本遺産」という。)のストーリーの普遍的価値や魅力を周知し、未来に継承するために、その中核となって持続的に活動する組織と人材の育成を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

4 業務の内容

業務の内容は以下のとおりとし、令和元年度の実績を踏まえて令和3年度までの3か年で段階的に人材を養成するプログラムとすること。令和元年度は日本遺産の構成文化財について勉強会を実施しており、実施内容は(別紙資料1)のとおりである。

業務の実施にあたっては、顕在化している観光素材だけでなく、潜在的な地域資源についても整理・評価するとともに、日本遺産に認定された意義を具現化し、それらを広く有効に活用する手段の提案もあわせて行い、本業務及び今後藍のふるさと阿波魅力発信協議会が実施する観光事業に関する戦略に活かすものとする。

(1) 日本遺産を観光産業として牽引する人材育成

① 目的

年齢や性別を問わず、観光地域づくりの基礎的理解の深まりや普及啓発に務め、観光地域づくりへの関わり方を学ぶことにより、日本遺産を活用した観光産業を牽引する人材の育成を目指す。

② 内容

目的を達成するため、下に例示した内容の事業等を実施する。人材育成に向けた効果的な手法、講座のプログラム、講師案等を提案すること。なお、講座の参加料は無料とする。

- ・ 観光地域づくりに関する講演会やシンポジウム
- ・ 他地域での取組の事例紹介

- ・ 地域の資源や課題、将来像についてのワークショップ
- ・ 観光地域づくりのリーダーシップを理解し、能力を高めるための取り組み。
- ・ 現地研修
- ・ その他、目的を達成するための取組全般

(2) 日本遺産ガイド育成

① 目的

日本遺産を活用した観光誘客を図るため、日本遺産のストーリー及び構成文化財の知識を有し、地域のその他の魅力も含め一体的に紹介できる人材と運営組織を育成する。

② 内容

目的を達成するため、下に例示した内容の事業等を実施する。ガイド育成に向けた効果的な手法、講座のプログラム、講師案等を提案すること。なお、講座の参加料は無料とする。

- ・ 日本遺産のストーリーと構成文化財についてのガイド講座
- ・ ガイドの基本、接遇、マナーについての講座
- ・ ガイド実務、現地研修
- ・ ガイドの運営組織づくり
- ・ ウイズコロナのガイド手法
- ・ 先進地視察
- ・ その他、目的を達成するための取組全般

(3) ガイドマニュアル作成

① 目的

ガイドに必要となる魅力の伝え方や説明の仕方を学び、観光客に対する接遇スキルの向上を図ることを目的とする。

② 内容

- ・ 各講座のテキストやパンフレット、資料等を活用し、初心者でも活用できる日本遺産ガイドマニュアルとすること。
- ・ 日本遺産に関する知識や説明の仕方及びインバウンドに関する基礎知識、外国人対応の一般的なおもてなしフレーズ及び問答集など、具体的な内容項目について提案すること。
- ・ 規格は、A4判タテ、オールカラー、中綴じとする。（デザイン、レイアウト等、詳細については発注者と協議する。）
- ・ 作成部数は、300部とする。

5 成果物

- ・ 業務完了報告書（様式任意） 1部
- ・ 受講者名簿 1部
- ・ 講座各回のテキスト、資料及び記録 5部
- ・ ガイドマニュアル 300部

6 納品先

藍のふるさと阿波魅力発信協議会事務局

〒771-1292

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1

藍住町教育委員会社会教育課内

7 留意事項

- ・ 本業務履行にあたり、協議会は受注者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- ・ 協議会又は協議会の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ協議会の承諾を得たものについてはこの限りでない。
- ・ 事業の実施にあたっては、発注者と十分協議の上、実施すること。
- ・ 受注者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- ・ 業務の一部を委託する場合は、あらかじめ協議会の同意を得るものとし、再委託を行った作業の結果については、受注者が全責任を負うこと。
- ・ 委託業務に必要な経費の支払手続き等に係る費用は、受注者において負担する。
- ・ 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする
- ・ 受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に協議会の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。
- ・ 本業務履行にあたり、疑義が生じた場合は、協議会及び受注者双方の協議により処理する。